

# < 賃貸住宅管理業登録を予定している皆さまへ >

国土交通省 九州地方整備局 建設産業課

(R3年8月現在)

## 1. 賃貸住宅管理業法 制度概要ハンドブックをご覧ください

- ・ 賃貸住宅管理業法、制度の概要、登録方法などの基本的な内容を理解して下さい。
- ・ [国土交通省](#)や[九州地方整備局 \(8 / 4 お知らせ\)](#) のホームページなどを参考にして下さい。

登録申請に当たっての注意事項、FAQ集などご確認下さい。

不明な点があれば、メール ([gqr-c-kanrigyo@mlit.go.jp](mailto:gqr-c-kanrigyo@mlit.go.jp)) でお問い合わせ

下さい。現在、電話等での簡単な問い合わせが多く、審査が滞っている状況です。

- ・ 原則電子申請です。書面申請で郵送による提出は可能ですが、審査に時間を要します。

## 2. 経過措置がありますので、慌てる必要はありません

- ・ 法施行 (R3年6月15日) から1年間は経過措置があります。  
経過措置期間内に、業務管理者を業務量に応じて必要数配置し、申請して下さい。  
管理戸数が200戸以上の場合、申請していなくても法律の適用を受けます。

- ・ 標準処理期間は90日です。

現在、多数の申請を受けており、審査に時間を要しております。申請後2ヶ月過ぎたくらいに補正の連絡をしている状況です。

## 3. 宅建業者さんにはメリットがあります

- ・ 申請に必要な添付書類が一部省略できます (登録申請に係る必要書類一覧参照)。

例：法人の場合 定款又は寄付行為

登記事項証明書

役員(市町村発行)身分証明書

役員並びに相談役及び顧問の略歴

相談役及び顧問の氏名、住所

大株主、出資者の氏名(名称)、住所及び株式の数又は出資金額

※事前に宅建業者として必要な変更申請等は必ず行っておいて下さい。

- ・ 宅地建物取引士 (2年以上の実務経験必要) の場合、  
指定講習を修了すれば業務管理者の要件を満たします。  
国土交通省告示 第486号の指定講習：賃貸住宅管理業業務管理者講習 (10h)  
指定講習実施機関：一般社団法人 賃貸不動産経営管理士協議会  
[一般財団法人ハトマーク支援機構のHP](#) から申し込めます。